

連載

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第12講 明確性要件

第1 はじめに

特許法36条6項2号の規定している「第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。・・・二 特許を受けようとする発明が明確であること。」という要件が明確性要件である。

明確かどうかの判断対象は、条文上明らかなとおり、特許請求の範囲に記載された発明である。

裁判例において、「特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載だけではなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術的常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきことはいうまでもない。」¹と判示されているとおり、明確性は、特許請求の範囲の記載、明細書の記載及び図面を考慮して、当業者の出願当時における技術的常識を基礎として、判断すべきである。

第2 明確性要件における狭義と広義

特許請求の範囲の記載は、これに基づいて、①特許発明の技術的範囲が定められ（特許法70条1項、②同法29条等所定の特許の要件について審査する前提となる発明の要旨が認定される役割を有している。²したがって、明確性要件は、この2つの役割において、明確であることを要すると理解される。

学説上、明確性要件の意義に関して、権利範囲の明確性のみと狭く捉える狭義説と発明の要旨認定を含めて明確性を広く捉える広義説の対立があると説かれている。

知財高裁平成20年5月15日判決【カラーブリーチ増強剤事件】³は、「特許請求の範囲の記載

1 知財高裁平成22年8月31日判決【吸収性物品事件】（判時2090号119頁、判タ1341号227頁）。

2 最高裁判決平成27年6月5日【プラバスタチンナトリウム（プロダクト・バイ・プロセス事件）（民集69巻4号700頁）は、特許請求の範囲の記載の役割として、この2つに言及する。

3 最高裁HP。